**継続的に通水断面を確保するため、都道府県が計画的に実施する**

**河川の堆積土砂対策に必要な財政支援制度の要望**

近年、毎年のように数十年に一度と言われるような自然災害が発生しており、今年も、平成30年７月豪雨や台風第２１号により全国各地で尊い人命と貴重な財産が失われた。今後も気候変動の影響による水害・土砂災害の頻発・激甚化や、切迫する巨大地震が懸念されることから、国土強靱化はまさに喫緊の重要課題である。

こうした中、政府において「重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議」が開催され、生活を支える重要なインフラが、あらゆる災害に対しその機能を維持できるよう、全国で緊急点検を行い、対策をとりまとめることとされている。

地方でも、国土強靱化地域計画の下、人命を守り、被害を最小限に抑えるため、ハード対策とソフト施策を有効に組み合せた防災・減災対策に取り組んでおり、特に、日本経済を牽引する重要な役割を担っている大阪府においては、河川の通水能力を適正に確保するため、地方単独事業費により、河川のしゅんせつ、堆積土砂対策を実施してきた。

しかしながら、近年頻発する豪雨等による出水回数の増加により、河川内の土砂堆積が急速に進行し、今までと同様な単独事業費のみでの対応が難しくなってきている。

このような状況で、ひとたび7月豪雨のような大きな外力により河川の氾濫等の大規模災害が発生すれば、府民の日常生活への影響は計り知れない。

以上のような認識の下、下記について要望する。

記

１　継続的に通水断面を確保するため、今後計画的に実施する河川のしゅんせつ、堆積土砂対策について、地方債の充当が可能となる措置をとると共に、緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理推進事業債などのように、当該地方債へ交付税が充当されるように制度の拡充を行うこと。

平成３０年１１月

大　阪　府　知　事